

県教委ニュース

発行
新潟県教育委員会
平成26年5月13日
第27号

平成26年度新潟県教育委員会重点方針

～ 平成26年4月22日 全県教育長会議において ～

教育長あいさつより（抜粋）

高度情報化やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化する今日において、時代の変化に対応できる人材を育てることがこれまでに増して重要となっています。

本県におきましても、人口の社会減への対応やひとづくりの推進など明日の新潟の飛躍につながる取組が、喫緊の課題となっており、「個を伸ばす教育」の重要性が一層増しているとともに、児童生徒がふるさと新潟で夢をかなえるため、自分の将来を設計し、自立して生きていく力を育むキャリア教育の推進が求められています。また、いじめ防止対策推進法の制定を受け、県としての体制整備も求められています。

このような状況において、教育施策のより積極的な展開を図るため、本県教育行政の指針となる「新潟県教育振興基本計画」を、このたび策定しました。

本計画では、本県教育の基本理念である「個を伸ばす教育」を進める中で、今後、目指すべきひとづくりの姿として「ふるさとへの愛着と誇りを胸に、粘り強く挑戦し未来を切り拓く、たくましいひとづくり」を目標に掲げています。

そして、目標実現のため、「学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進」

や、「家庭や地域と連携した、魅力と活力ある学校づくりの推進」などの施策に、全力で取り組むこととしています。

本県教育の向上について、皆様方をはじめ、各学校の教職員の皆様が日々努力を重ねておられることに対し、改めて感謝申し上げますとともに、児童生徒のたくましく生きる力を育むために、一層の御尽力をお願いします。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、以下のとおり平成26年度の重点方針を示しました。

1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育成する教育の推進について

本県児童生徒の学力は、全国学力・学習状況調査において、小・中学校ともに低下傾向にありましたが、小学校では、平成24年度から上昇に転じています。一方、中学校では、国語は全国平均とほぼ同程度ですが、数学は依然低下傾向が続いていることから、その学力向上が喫緊の課題です。

同調査の児童生徒質問紙調査によれば、本県児童生徒の「平日1時間以上家庭学習をする割合」は、小学校で全国平均を上回

っているものの、中学校では、全国平均を大きく下回っています。県内の小・中学校の比較においても、中学校の割合が小学校よりも少なくなっており、中学生の家庭学習に課題があります。 また、本県児童生徒の実態においては、基礎的・基本的な知識や技能を用いて課題を解決するための活用力に課題があります。 そのため本年度、県教育委員会では、各学校の授業改善の支援を充実するため、「Web配信集計システム」を改善し、過去問題の検索機能や配信問題を異校種間で閲覧できるシステム等を導入することとしています。さらに、昨年度小学校3年生において実施していた35人以下の少人数学級を、小学校4年生と5年生、及び中学校1年生に拡充し、平成27年度以降、小学校6年生、中学校2年生と3年生にも拡充する予定です。 これらの取組に加え、市町村教育委員会におかれましても、全国学力・学習状況調査の結果分析を詳細に行い、各小・中学校の課題把握から解決に向けて「PDCAサイクル」を機能させるなど、これまで以上に児童生徒の実態に応じた、きめ細かな学力向上対策を講じていただくようお願いします。 2 豊かな心、倫理観、規範意識などをほぐくむ教育の推進について 人間関係の希薄化や実体験の不足等により、人とよりよく関わる力や我慢する力、困難を克服する力が低下してきています。また、いじめ等の問題行動が増加傾向にあることから、命を大切にする心や思いやり、心、規範意識などの育成が一層求められています。 そのため、学校の教育活動全体をととし	て児童生徒一人一人の道徳教育の充実を図ることが重要であると考えていますが、特に次の3点について改めてお願いします。 1点目は、「心の教育」の充実を図るため、保護者や地域住民が道徳の授業に参加したり、児童生徒が地域の体験活動に参加するなど、学校、家庭、地域が連携した取組を推進すること。 2点目は、豊かな人間性を育む道徳の授業の充実に向けて、体験活動と道徳の時間を関連付けた指導や「私たちの道徳」、「道徳教育用郷土資料」等を効果的に活用すること。 3点目は、児童生徒に豊かな情操や倫理観、規範意識を育むため、心に響く道徳教育を推進するとともに、学校内外における体験活動や文化活動の充実を図ること。 これらについて、各学校への指導をお願いします。 3 いじめ防止対策の推進について 「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、学校、家庭、地域が連携を強化するとともに、児童生徒が主体となる取組などをとおして、社会性を育成し、いじめを見逃さない、いじめを許さない意識の醸成を図る必要があります。 また、いじめは人権に関わる問題であり、命にも関わる重大な問題であることから、早期に発見し、迅速かつ適切に対応して、深刻化しないうちに解消を図ることが重要であり、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえた組織的な対応が求められています。 いじめはもとより不登校、暴力行為等生徒指導上の諸問題の解決を図るため、次の6点の取組をお願いします。
--	--

(1) 「いじめ防止対策推進法」に基づく体制の整備 県教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」の制定を受けて「新潟県いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめの防止等のための組織を設置するなど、対策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備しました。 市町村教育委員会におかれましても、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた実効的な対応が可能となるよう、校内体制の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見に努めるよう、各学校への指導をお願いします。 (2) いじめを見逃さない、いじめを許さない意識の醸成 いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の背景の一つには、児童生徒の社会性の欠如があると言われています。本県においては、「自己有用感」、「人間関係づくりの能力」、「規範意識」、「困難に対して、他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度」を児童生徒に身に付けてもらいたい社会性としています。各学校においてこれらを育成する取組が推進されるよう、指導をお願いします。 県教育委員会では、いじめを見逃さない、いじめを許さない意識を醸成するため、「いじめ見逃しゼロスクール集会」など、児童生徒が主体となる活動を計画的・継続的に展開することの重要性について、研修等により徹底するとともに、情報提供による支援に努めます。 (3) いじめ見逃しゼロ県民運動について 本県では、子どもの社会性の育成に向けて、学校、家庭、地域社会が連携・協力して取り組むとともに、いじめの早期発見・即時対応に向けて県民ぐるみで子どもを見守る体制を強化するため、平成25年度から多くの企業、団体からも協賛をいただきな	がら「いじめ見逃しゼロ県民運動」を展開しています。 また、いじめの防止等に向けた学校や地域の取組について広く県民の皆様にご覧いただくため、昨年度と同様、上・中・下越の各地区において「深めよう 絆 地区の集い」を開催する予定です。 市町村教育委員会におかれましては、これらの取組に御協力をお願いするとともに、独自の活動や行事を積極的に実施していただき、いじめ見逃しゼロの気運を高めたいです。 (4) 不登校の未然防止と適切な対応 新たな不登校を生まないために、各学校においては、「中1ギャップ解消プログラム自校プラン」が作成されていますが、今後は、小・中学校の連携した取組が進むよう、指導をお願いします。 また、欠席の初期段階から、教職員が組織的に対応することが重要なことから、欠席3日目までに行う全教職員による組織的な初期対応である「子どもと共に1・2・3運動」が確実に行われるよう、引き続き取組をお願いします。 なお、不登校問題等に適切に対処するために、すべての中学校・中等教育学校に、「ハートフル相談員」または「スクールカウンセラー」を配置し、併せて、小学校における困難事例が増えていることから、小学校の要請に応じてカウンセラーを派遣する回数を昨年度より増やしました。 さらに、不登校を含め、学校だけでは対応が難しい問題を抱えた児童生徒への対応や関係機関等との連携などに関しては、初期段階から、各教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーの積極的な活用をお願いします。
---	---

(5) 非行、暴力行為等の解消に向けた取組

平成24年度の暴力行為の発生件数は小・中学校合わせて712件で前年を132件下回りました。しかし、小・中学校ともに発生校数が増加しており、小学校の加害児童数及び中学校の加害生徒に対する警察等への措置数が増加していることから、未然防止と早期発見・即時対応の取組を全教職員で推進するなど、校内生徒指導体制の充実を図ることが大切です。

また、非行、暴力行為等の背景には、児童生徒自身の心の問題や家庭のあり方、児童生徒を取り巻く環境や生育歴など、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。そのため、家庭や地域、福祉や警察等の関係機関と連携して対応するよう、各学校に対し適切な指導をお願いします。

(6) スマートフォン等を介した問題行動の未然防止

スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等による高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用による、青少年の犯罪被害、いじめにつながる問題が後を絶ちません。子どもたちが、こうしたリスクや対応策を理解した上で、正しく活用できる環境を整えるために、従来にも増して情報モラル教育を充実することが重要となります。

県教育委員会では、教職員の指導力向上や保護者への啓発活動の充実に向けて、教職員を対象に研修会を開催するとともに、ネット監視体制を強化するなど、学校の対応を支援してまいります。

市町村教育委員会におかれましても、地元警察等の関係機関との連携を深めていただくとともに、保護者への啓発などにより、

スマートフォン等を介した問題行動の未然防止に努めていただくようお願いします。

4 人権教育、同和教育の推進について

社会においては、同和問題をはじめとして、いじめや児童虐待、女性に対する暴力、障害者、高齢者及び外国人への差別や偏見等、様々な人権課題があります。そのため、教職員が人権教育、同和教育への理解と認識を深め、実践への意欲や指導力の向上を図る必要があります。

県教育委員会では、人権感覚を育む教育を一層充実させるため、各学校において、様々な人権課題について児童生徒が着実に学ぶことができ、その取組が効果的なものとなるよう、指導と支援に努めます。

市町村教育委員会におかれましては、児童生徒に、同和問題についての正しい認識と確かな人権感覚を身に付けさせるため、各学校での充実した授業づくりに向けて、同和教育副読本の「生きる」シリーズを活用するとともに、互いに認め合い、支え合う人間関係を基本とした学校や学級などの環境づくりが進むよう、各学校の指導をお願いします。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けた取組も重要であり、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さの重要性等についての教育や、性別による固定的な役割意識にとらわれることのない進路指導の充実について、引き続き各学校への指導をお願いします。

5 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の推進について

(1) インクルーシブ教育システム構築の推進と個々の教育的ニーズに応じた支援について

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒

とが様々な機会に活動を共にすることによって、相互に理解を広げるインクルーシブ教育システムの構築が求められています。 市町村教育委員会におかれましては、通常の学級と特別支援学級、あるいは通常の学級と特別支援学校とで「交流及び共同学習」を継続的に推進するようお願いいたします。 また、特別支援教育の対象児童生徒への支援をより充実させるために、保護者や関係機関等と連携しながら「個別の教育支援計画」等を作成し、全校体制での共通認識のもと、効果的で一貫性のある取組を図るようお願いします。 県教育委員会では、本年度も特別支援教育に関する相談・支援体制の強化の具体策の一つとして、「発達障害等総合サポート事業」を実施し、発達障害等の障害に起因する緊急的・継続的な課題について、市町村教育委員会、学校及び保護者を支援してまいります。また、特別支援学校がセンター的機能を発揮し、巡回教育相談の実施や研修会の開催等に取り組むなどの事業を展開することとしています。 (2) 高等部の整備について 本年度は、県立特別支援学校の整備として、村上特別支援学校いじみの分校の分教室を6月に開設します。また、市立学校においては、小千谷市立総合支援学校が開校しました。 高等部での教育を希望する生徒が増加していることから、希望者の推移を見極めながら、「地域の子どもは地域で学び育てる」ことを基本に、希望者全員を受け入れることができるよう、計画的な整備に努めてまいります。 (3) 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」について 昨年12月から本年2月にかけて、小・中	学校を対象にして本県独自の調査を実施いたしました。調査への御理解・御協力に感謝申し上げます。 本調査は、現在集約を行っているところであり、今後、有識者を交えて調査結果の分析や考察を行い、結果を公表することとしています。 (4) 特別支援学校卒業生の雇用対策について 平成23年度に県内の知的障害特別支援学校中核校3校に設置した職業学級第1期生が昨年度末卒業しました。卒業生40人のうち37人が就労を果たすなど一定の成果を上げています。 また、特別支援学校高等部卒業生を対象に、民間企業への就労を目指し働きながら訓練する機会を提供する「特別支援学校高等部生徒共生社会推進強化事業」を本年度から実施することとしています。 併せて、一般就労を目指す生徒の進路実現を図るため、職業教育に関する学習や実習等を行う職業学級の設置拡大や、職業技能検定における検定職種の拡大などを検討してまいります。 市町村教育委員会におかれましても、特別支援学校卒業生の就労先を開拓する等、雇用拡大に向けて御協力をお願いします。 (5) 特別支援教育介助員に係る地方財政措置の拡大について 特別支援教育における介助員配置の地方財政措置の活用についてではありますが、本年度は、全国公立の幼・小・中学校に対し、昨年度より1,600人増の45,800人相当分の財政措置が行われています。この地方財政措置を十分活用して、特別支援教育のさらなる充実を図っていただくようお願いいたします。
---	--

6 郷土愛を軸としたキャリア教育の推進について

平成23年度から平成25年度まで実施した「地域に根ざすキャリア教育推進事業」において、市町村教育委員会が中心となり、地域参画型のキャリア教育を推進する基盤が整備され、すべての市町村においてキャリア教育の取組を開始することができました。今後はさらに郷土への貢献意欲を醸成し、児童生徒が自分の将来を設計する力を育成していく必要があります。

(1) 全校でキャリア教育を推進する体制づくり

全教育課程をととしてキャリア教育を実践することが重要です。各学年で取り組む内容や時期、教科等を示した年間指導計画の整備、すべての学年、すべての教科等でのキャリア教育の推進、小・中・高連携の一層の強化について、各学校への指導をお願いします。

(2) ふるさとへの愛着や誇りをはぐくむ教育活動の充実

キャリア教育を進める上で、郷土への愛着や誇りを育む視点も大切になってきます。

県教育委員会では、職業について理解を深め、郷土のために働く人に焦点を当てたDVDを作成し、各学校に配付しますので、授業やPTA活動等での活用をお願いします。

(3) 家庭・地域・産業界と連携した取組の推進

働くことの大切さや厳しさを理解させるためには、家庭や地域、産業界と連携した取組を推進することが重要です。

県教育委員会では、家族の働く姿を見せたり、職場体験活動受入企業の拡大、地域行事でのボランティア活動の実施等を支援する市町村補助事業を開始しますので、積

極的な活用をお願いします。

7 グローバル化に対応した教育の推進について

グローバル化の進展に伴い、本県においても企業活動が世界規模で展開されるようになってきています。また、観光面でも海外からの誘客拡大が期待されていることなどから、広い視野をもった人材が求められています。このため、新潟の歴史や伝統文化を理解し、郷土愛と誇りをもちながら、世界に発信、活躍できる人材の育成が一層必要となっています。

(1) 英語によるコミュニケーション活動の充実

小学校の外国語活動では、児童が英語の基本的な表現に慣れ親しみながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する授業づくりが求められており、中学校、高等学校では、生徒の実践的な英語運用能力を確実に高めることが必要とされています。

市町村教育委員会におかれましては、これらの取組を推進するとともに、小・中学校の円滑な接続に向けて一貫した指導体制の構築をお願いします。

(2) 教員の英語力と指導力の向上

小・中・高等学校で牽引役として活躍できる英語教育推進リーダーを養成し、リーダーを中心として各地域の教員の英語力と指導力を高めます。また、中学校と高等学校の英語教員に求める英語力の指標を、国では英検準1級などの外部検定試験を基に示していることから、自己研修としての外部検定試験の受検を推奨していきます。

市町村教育委員会におかれましても、これらの取組を推進していただきますようお願いいたします。

(3) 国際理解教育の推進

A L T の活用や姉妹校との交流活動などは、児童生徒にとって学習の成果を発揮したり、異文化を体験する貴重な機会となります。各学校における国際理解教育の取組が一層推進されるよう働きかけをお願いします。

8 児童生徒の安全確保と防災教育について

児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていく上で最も基本的、かつ重要な要素の一つです。

事件、事故、災害は、日常生活のあらゆる場面で起こる可能性があります。児童生徒が自他の生命を尊重することを基盤に「自らの安全を確保して行動できるようにすること」、「学校の内外において安全な環境を整えること」が重要です。

市町村教育委員会におかれましては、「事件、事故、災害は、いつ、どこで発生するか分からない」という緊張感をもって、継続的に取組を進めるよう学校を指導するとともに、取組状況の確実な把握をお願いします。

(1) 安心・安全な環境づくり

各学校においては、市町村教育委員会の指導のもと、学校、家庭、地域が連携した安全点検や見守り体制の整備など、児童生徒のけがや事故を防止するための対策が講じられているものと考えていますが、改めて次の3点についてお願いします。

1点目は、学校管理下でのけがや事故を防止するため、児童生徒の多様な行動を想定した日常的な安全点検を全職員により確実に実施するとともに、児童生徒に自ら安全に行動し、他の人や社会の安全にも貢献できる資質や能力を身に付けさせる指導を徹底すること。

2点目は、関係機関や家庭との連携による通学路の安全点検や見守り活動を継続的かつ組織的に実施し、交通事故危険箇所や不審者に関する情報を共有し、安全対策の充実を図ること。

3点目は、事故発生時の的確な初期対応に努めるとともに、事故発生状況等が管理職に迅速に伝達され、その指示のもと医療機関への搬送や救急車の要請などが、適切に行われる体制を構築すること。

市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、児童生徒の安全確保・安全管理について、一層の徹底を図るよう各学校への指導をお願いします。

(2) 新潟県防災教育プログラムを活用した防災教育の推進

本県では、想定される災害に対して児童生徒自らが主体的に安全を確保できる能力を養うよう、5つの自然災害について「新潟県防災教育プログラム」を作成し、本年2月に各校に配布したところです。

今後は、次の3点に留意した防災教育の推進をお願いします。

1点目は、「新潟県防災教育プログラム」を活用し、「必須学習項目」の防災学習を実施するとともに、「選択学習項目」については、学校の立地条件に応じて適宜、実施すること。

2点目は、防災教育が教育活動全体をとらえて確実に行われるよう、関連教科、特別活動、総合的な学習の時間等における教育内容との系統的な関連を図り、防災教育の時間の確保に努めるとともに、防災教育に関する校内研修を積極的に行い、教職員の意識の高揚を図ること。

3点目は各学校で想定される様々な災害に対し、避難場所や避難経路など具体的な行動マニュアルを明確にするなど、学校防災計画の不断の見直しと改善を図りなが

ら、家庭や地域とともに取り組む避難訓練や防災訓練を実施することにより、災害時の支援体制の構築に努めること。

市町村教育委員会におかれましては、防災教育の確実な実践により、児童生徒及び教職員が防災に対する知恵と主体性を身に付けるとともに、災害に強い地域文化づくりを目指して、防災教育が充実するよう、各学校への指導をお願いします。

なお、本年度から中越大震災復興基金による、教員研修や学校の取組をサポートする「ふるさと新潟防災教育推進事業(仮称)」が開始されますので、防災教育プログラムの実施にあたり、活用をお願いします。

(3) 交通事故の防止

平成25年中の交通事故発生件数は、すべての校種において前年より減少しましたが、死亡事故は、小・中学生で各1名、高校生では3名が尊い命を失っており、昨年より2名の増加となっています。その原因は、小学生は道路横断の際の飛び出し、中学生は自動車乗用中にシートベルトを着用していなかったことによる車外への転落、高校生では原付バイク運転中の自損事故等となっています。

小・中学校では、スクールバス乗降の際や自転車乗用の交差点への進入時の確実な安全確認、自動車同乗時の全座席でのシートベルト着用など、交通ルール・マナーの遵守等の交通安全教育の徹底をお願いします。

(4) 工事実施時の安全性の確保について

耐震工事や改修工事を実施する場合は、児童生徒・教職員が立ち入らない環境を整えた上で工事を実施する等、安全対策に十分留意してください。

また、工事に伴い、天井裏等の目視できないところに予期せずアスベストが使用されていることがわかり、急遽除去工事等を実施しなければならない事例も発生してい

ます。

アスベスト対策工事を実施する際は、マニュアル「アスベスト除去等工事における安全対策チェックシステムの運用について」に準じて、児童生徒・教職員等の安全確保に万全を期すとともに、工事に関係する所属間等の情報共有及び施設利用者等に対する適切な情報提供と意見交換の実施を徹底するようお願いします。

9 家庭や地域と連携した魅力と活力ある学校づくりについて

児童生徒が充実感を味わい、自己の可能性を発揮して心豊かな学校生活を送れるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めることが必要です。

そのため、各学校においては、家庭や地域と信頼関係を構築し、地域の実情や課題を踏まえ、理解を得ながら教育を進めていくことが大切です。

市町村教育委員会におかれましては、今後も、家庭や地域と連携・協働し、地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくりを推進していただきますようお願いいたします。

県教育委員会では、「地域連携を担当する教員」の研修会の開催や、家庭や地域と積極的に連携した学習活動事例を紹介するなどの支援を行います。

また、学校運営に住民が参画するコミュニティ・スクールの制度を周知するとともに、「学校支援活動」や「放課後支援活動」等の地域の教育力を生かした取組を通じて地域と学校とのつながりを強化し、コミュニティへの参画や地域課題の解決が進むよう支援します。

10 学校・家庭・地域の連携促進について

未来を担う子どもたちを健やかに育むた

めに、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、相互に連携して地域全体で子どもの教育に取り組む気運の醸成と体制づくりが重要です。 県教育委員会では、昨年度に引き続き、「新潟県学校・家庭・地域連携促進事業」により、地域住民等が参画する学校支援地域本部や放課後子ども教室等に取り組む市町村の拡充を図るとともに、新たに「土曜日の教育支援活動モデル事業」を実施し、その成果や課題を把握・検証し、普及を図ります。 また、保護者の学びにつながるよう「家庭教育支援ガイドブック」を本年度作成し、小学校等に配布することとしています。 さらに、子どもの生活リズム定着や読書の重要性を伝えるフォーラムの開催、地域で子ども支援に取り組む方等が参加しやすい研修・交流機会の充実などにより、連携促進に努めます。 市町村教育委員会におかれましては、学校と地域社会の連携体制強化のため、キーパーソンである「地域連携を担当する教員」の校務分掌への位置付け、研修会への参加等について御配慮いただくなど、学校、家庭、地域の連携が一層促進されるよう、これまで以上に積極的な取組をお願いします。	了をお願いします。 また、施設本体のみならず、天井や外装材等の非構造部材の耐震対策についても速やかな実施をお願いします。特に、致命的な事故が起こりやすい体育館のつり天井や照明等については、総点検の上、落下防止対策の完了を平成27年度末までにお願いします。 学校施設には昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒急増期に一斉に整備されたものが多く、今後、老朽化した建物の更新を順次迎えることとなります。国、地方とも厳しい財政状況のもと、限られた予算の中で、できる限り多くの老朽化した学校について、安全面や機能面の改善を図ることが喫緊の課題でもあります。 このため、国では今後の老朽化対策の方向として、従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境の確保が可能となる「長寿命化改修」の方針を示しています。 市町村教育委員会におかれましては、児童生徒の安全を守り、安心して学べる教育環境を確保する観点から「長寿命化改修」の取組の推進をお願いします。
11 学校施設の耐震化・老朽化対策について 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所としての役割も担っています。 学校の耐震化については、平成25年度末現在すでに16市町村において完了しており、県全体の公立小・中学校施設の耐震化率は93.5%となっています。未完了の市町村につきましては、平成27年度末までの完	12 市町村教育委員会の指導に基づく学校評価の推進について 各学校に対し、自らの学校運営について目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、組織的、継続的な改善を図るよう指導をお願いします。 また、学校運営の改善や教育水準の向上、児童生徒の成長に向けた実効性の高い学校評価を実施するため、保護者や地域の人々と目標を共有し、積極的な参画や連携・協力を得た学校づくりの推進をお願いします。

す。 評価結果の公表に当たっては、学校関係者評価の公表にも努めるよう、指導をお願いします。	校であった」と回答した全日制1年生の割合は64.4%と、平成16年2月に比べて4.6ポイント上昇しました。また、高校生活に「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した全日制2年生の割合（いわゆる満足度）は79.9%と、19.5ポイント上昇しました。さらに、高等学校への進学率が99%を超える中、中途退学率は全国平均より低く推移するなど、一定の成果が上がっています。
13 体罰の防止について 一昨年度来、教職員による児童生徒への体罰が全国的に大きな問題となっていました。 平成25年2月に実施した体罰の実態把握のためのアンケート調査の結果、県立学校及び市町村立学校から126件（新潟市を除く）の報告があり、このうちの20件の事案について体罰に該当すると判断しました。これらの事案については、懲戒処分を含め厳正に対処するとともに、管理職を対象とした研修を通じて体罰の根絶に向けた指導を行っているところです。 県教育委員会では、平成24年度に引き続き、本年1月から、学校現場における体罰の実態把握のためのアンケート調査を実施し、現在集計作業を進めています。 市町村教育委員会におかれましては、児童生徒や保護者が体罰の訴えを相談することのできる体制の整備、相談窓口の周知等を図るとともに、体罰の根絶に向けて教職員への指導を徹底されるようお願いいたします。	今後、少子化のさらなる進展により、中学校卒業生徒数は、平成30年春には平成25年春に比べておよそ2,400人減少し、平成33年春にはさらに1,300人減少する見込みであり、現状のまま推移すれば学校の小規模化が一段と進むことになります。 こうした状況を踏まえつつ、社会情勢の変化や時代の要請、生徒・保護者や地域のニーズなどに対応した教育を一層推進するため、平成27年秋を目途に中長期的な再編整備計画を策定することとしています。 (2) 特色ある学校づくり 現在、すべての県立学校が「オンリーワン」の学校づくりを推進する中、「オンリーワンスクール・ステップアップ事業」や「魅力ある高校づくりプロジェクト」をはじめとする特色ある事業を実施しています。
14 高校改革及び公立高等学校入学者選抜方法の改善について (1) これまでの高校改革の成果 国際化・情報化などの社会の変化や、生徒の多様化及び中学校卒業生徒数の変動などに適切に対応し、「個を伸ばす教育」を推進するため、新しいタイプの学校の設置や特色ある学科・コースの設置、入学者選抜の改善など、高校改革を進めてきました。 平成26年2月の「高等学校生活等についての意識調査」では、「自分が入りたい学	今後は、国際化・情報化の進展や社会のニーズに対応し、将来地域に貢献できるグローバル人材や、地域産業を支える人材の育成に向けた学校づくりに一層取り組んでまいります。 また、こうした学校の取組を、ホームページを活用するなどして県内外に発信し、PRすることで、広く生徒が集まるよう取組を進めてまいります。

(3) 公立高等学校入学者選抜方法の改善について

本年度実施する、平成27年度公立高等学校入学者選抜から新しい制度を導入することにしており、先般、選抜方法について市町村教育委員会や各中学校に通知しました。

今後は、例年開催している中学校・高等学校連携進路指導協議会において詳細を説明した上で、10月中には選抜要項を発表したいと考えています。

高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向等について御理解いただき、所管の小・中学校関係者や保護者、地域の方々に周知くださるよう御協力をお願いします。

15 地域の魅力を高める文化の振興について

(1) 佐渡世界遺産登録の推進

県では、佐渡金銀山の世界文化遺産への平成29年度登録を目指し、佐渡市と共同で取組を進めています。

登録に向けては、全県的な気運醸成が必要であり、そのため本年2月に、県民が佐渡金銀山の価値と保存の大切さを理解し、官民一体となった登録運動を推進することを目的とする「佐渡金銀山世界遺産登録推進県民会議」を設立しました。

今後は、活動の輪をさらに広げるとともに、県内各地での連続講演会や、学校への出前授業、現地見学ツアーなどを実施しますので、取組に対する御理解と御支援をお願いします。

(2) 文化財の保護・活用

郷土の貴重な宝である文化財を保護するため、未指定の文化財について着実に調査し、新たな指定を進めるとともに、指定文化財に対して保護助成事業により修理・修復、保存整備、伝承等の支援を進めます。

また、埋蔵文化財発掘調査を着実に進め

るとともに、埋蔵文化財の調査・研修体制の充実を図ります。特に、公共事業費が大幅に増額されたため、発掘調査等の業務量の増加が見込まれますので、市町村におかれましては発掘調査等の専門職員の配置について御配慮をお願いします。

さらに、文化財に対する児童生徒の興味・関心を高めるため、新潟県埋蔵文化財センターや県立文書館では、無料で施設見学や資料の閲覧ができますので校外学習等で活用をお願いします。

(3) 県民が芸術文化に親しむ機会の提供

本年度、魅力ある芸術鑑賞機会の提供を図るため、近代美術館では、「法隆寺 祈りとかたち」など5回の企画展を、万代島美術館では、「伊藤若冲と京の美術 細見コレクションの精華」など5回の企画展を開催します。

また、平成20年度から県立美術館における中学生以下の展覧会観覧料を無料としていますので、各学校への周知を改めてお願いします。

さらに、児童生徒の芸術文化の体験機会を増やし、豊かな感受性や社会性を養う教育を支援するため、小・中学校等での「ふれあい音楽教室巡回事業」、「学校器楽合奏大会」、「県ジュニア美術展覧会」などを実施し、児童生徒の芸術文化活動を支援していますので、積極的な参加と活用をお願いします。

16 教職員のメンタルヘルスについて

学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いをとおして行われるものであることから、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができる環境づくりが極めて重要となります。

文部科学省の調査によると、平成24年度
の精神疾患による休職者数は全国で4,960

人、本県で100人となっています。本県においては、近年、ほぼ横ばいで推移していますが、在職者に占める割合を全国と比較しますと、本県は0.51%で、全国0.54%よりやや低いものの、10年前の約2倍となっています。

県教育委員会では、このような状況を踏まえ、県立学校に対して、メンタルヘルスに関する研修の実施や精神科医等による相談体制の整備を図るとともに、試し出勤や職場復帰支援プランの作成により、円滑な職場復帰を支援しているところです。また、市町村立学校に対しては、昇任1、2年目の教頭を対象とした研修会や管理職が専門家に相談できる事業を実施しています。

市町村教育委員会におかれましては、教職員のメンタルヘルスを良好に保つことは、重要な責務であるという認識のもと、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境づくりが進むよう御配慮をお願いします。また、管理職により、各学校で適切な対応が速やかになされるよう、日ごろからの教職員の心身の状況把握と早期相談対応、共済組合の相談窓口の活用、医療機関等の受診や必要に応じた職務への配慮及び職場復帰への支援等、一層の指導をお願いします。

県教育委員会では、公立学校共済組合とも連携しながら、必要な情報提供等を行ってまいりますので、メンタルヘルス対策への取組に御活用ください。

17 多忙化解消に向けた取組について

教職員の多忙化解消に向け、市町村教育委員会の指導のもと、第1次多忙化解消アクションプランを実施してきましたが、これに加え、昨年6月には管理職のマネジメント機能の向上などに視点を置いた、第2次多忙化解消アクションプランを定め、本

年度より本格実施します。

新たなプランでは、これまで取り組んできた、業務の効率化等による多忙化の解消に加え、管理職の適切なマネジメント等により、教職員のやりがいを高めることで、多忙感を払拭することを取組の柱としています。併せて、学校等での取組に数値目標を設定し、より効果的に取組が進むよう、工夫したところです。

これまでの第1次アクションプランの成果と課題を踏まえ、第2次アクションプランがより一層効果的に実施されるよう各学校に指導をお願いします。

18 高等学校等就学支援金等について

国において高校授業料無償制の見直しが行われたことに伴い、平成26年度の新入生から、新たに「高等学校等就学支援金」制度が導入されました。

この制度は、原則として授業料を徴収することとした上で、所得制限基準額（市町村民税所得割額（保護者（親権者）の合算）が304,200円）未満の世帯の生徒に対して、申請により就学支援金を支給し（県が受領代理）、県が授業料債権に充当（相殺）することにより、授業料を実質無償とするものです。

併せて、県では授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得世帯の生徒を対象とした「奨学のための給付金」制度を新たに創設しましたので、御承知願います。

編集 新潟県教育庁総務課
所在地 〒950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-280-5587
FAX 025-285-3766
E-mail ngt500010@pref.niigata.lg.jp
HP版URL <http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikusomu/>
<無断転載を禁ず>